

元の生活を返せ・いわき市民訴訟（第29回）口頭弁論レポート

2018年5月30日

弁護士 笹山 尚人

みなさん、こんにちは。今度、いわき市民訴訟担当チームの事務局長となりました、笹山でございます。

早速ですが、平成30年5月30日に実施されたいわき市民訴訟の第29回期日について、レポートいたします。

結論としては、とても素晴らしい期日でした！いわき市民訴訟原告団のみなさんのお力と、これまでこの訴訟に尽力してきた渡辺淑彦弁護士、坂田洋介弁護士、高橋力弁護士をはじめとした弁護団の仕事の水準の高さを実感できました。

1 第29回口頭弁論で行った手続き

弁論期日として、各当事者が自分の言い分である準備書面とその裏付けとなる証拠をそれぞれ提出しました。

私たちは、準備書面53～58、それから証拠として甲A328～364の2までを提出しました。一方、被告国は、第19準備書面、証拠として丙A169～187までを提出しました（国は、丙B66～70もすでにペーパーとしては提出していますが、このうちの一部が原本のある証拠でその原本の確認ができないため、今回の提出は留保となりました）。

次回として、7月4日14時に、第30回口頭弁論を指定しました。

2 弁論更新と意見陳述

ただ、今回のメインは弁論更新に伴う意見陳述です。

この4月、3名の裁判官のうち、裁判長と左陪席裁判官が交替しました。裁判官が交替すると、言い分やこれまでの訴訟活動が、従前のものを引き継ぐものであることを確認する「弁論更新」という手続きを行います。

ただ本件のような、社会的意義の高い事件では、単に「今までやってきたことを引き継ぎますよ」と形式的に確認するだけではなく、「今まで私たちはこんなことをしてきた」「今後はこんなことをしていく」「だから裁判官はここに注意して審理をしてもらいたい」といったことを口頭でじかに意見陳述することが有益です。そこで、今回、私たちも弁論更新に伴う意見陳述を用意いたしました。今回用意したメニューは次のとおりです。

- ・伊東達也原告団長 原告団長として本件訴訟に対する思いと審理のあり方への希望
- ・大木裕生弁護士 責任論・国の規制権限不行使の違法性の判断枠組み
- ・高橋力弁護士 責任論・予見可能性

- ・久保木太一弁護士 責任論・結果回避可能性
- ・渡辺淑彦弁護士 損害論・総論
- ・吉田悌一郎弁護士 損害論・土壌汚染の問題

3 圧巻の弁論

今回の弁論を行った6名の方のお話し、いずれもととても素晴らしかったです。

とくに圧巻だったのは、吉田さんの弁論だったと思います。

吉田さんの弁論のテーマは、「いわき市の深刻な土壌汚染の実態について」、でした。

前段として、渡辺さんの弁論では、いわき市民訴訟の原告の被害の現れ方として、今回、時期を3つに区分して、そのそれぞれに現れる被害があるということ、その被害を構成する要素として、複数の要素が考えられることを指摘していました。例えば、海や山の幸の恵が得られなくなったといった問題、水が汚染されたといった問題、幼稚園や保育園の活動が十二分にできなくなったという問題などなど。また、伊東団長の意見陳述の中でも、事故直後における恐怖感といったもののほか、相双地域の避難者といわき市民、いわき市民の中でも避難した者としなかった者との間で分断が発生している状況など、「平穏な生活が奪われた」と言ってもいろいろな現れ方があり、その構成要素は様々ですよね。この様々な被害の一つの形として、「いわき市の土壌が放射性物質に相当汚染されてしまった」という内容があるわけです。

吉田さんの陳述は、法律上、放射線管理区域として一般の人の立ち入りが制限され、飲食が禁じられる水準として1平米あたり4万ベクレルを超えるおそれがある場合というものがあるのに、原告のみなさんのご自宅や公園等を測定したところ、なんと、4万ベクレルを優に超える水準がたくさんの場所から発見されたのです。ある原告のご自宅では、33万ベクレル！また、8万ベクレルとか、125万ベクレルといった数値を示した場所もありました！ひえーっ！！

こうした吉田さんの陳述のもとになった土壌汚染の状況に関する調査は、本件の原告団事務局のみなさんのご尽力によって行われたものです。素晴らしい原告団と弁護団の連携ではないでしょうか？

4 国と東電の意見陳述

こうした弁論更新の機会に、被告である国と東電が意見陳述を行うことは、これまで行われてきませんでした。しかし今回、国も東電も、意見陳述を行いました。大変珍しいことで、その意味でも本日は貴重な機会だったと言えます。

被告国の意見陳述は、今回の原発事故と原告のみなさんの被害に対して、国には責任がないということを主張する内容です。被告国には、本件で発生した津波は予見できなかったし、予見できなかったとしてもそれはやむを得ないもので、事故回避のための措

置をとることもできなかつたしそれもやむを得ない、ということが内容です。

被告東電の場合は、国の定めた中間指針が妥当なものであり、本件の原告のみなさんには損害がないので賠償する責任はない、賠償の過重事由としての過失もない、というのが主張内容でした。

ただ、こうした主張に備え、こちらは、国がいかなる役割を發揮すべきであるのか、そのことをどう考えるべきかについて大木さんが陳述しましたし、国には今回の被害をもたらす予見をすることができたことについて高橋さんが、国も東電もその被害を発生させない措置をとることができたことについて久保木さんが、それぞれ陳述しております。十分に国と東電の陳述については減殺できたといえましょう。

5 法廷に入れなかつたみなさんに向けて

今回、法廷に入ることができなかつたみなさんのために、八幡宮会館において、模擬裁判というほどのものでもありませんが、実際の法廷はこんな感じでやっているという再現の意見陳述の読み上げや解説を、行いました。担当したのは、広田次男、平松真二郎、鳥飼康二の各弁護士です。

次回以降も、法廷に入れなかつた人たちのために、こうしたリアルな説明の機会を用意したいと考えています。

6 今後について

法廷の最後に話題になりましたし、法廷終了後の原告団事務局と弁護団との打ち合わせでも確認したのですが、当方は、3月の段階で、7月までに言い分としての主張書面の提出を完結させ、8月のうちには立証のための証人の申し出を行うという計画を持っています。そのことは改めて確認いたしました。

ゆえに、完結しないものが残ってしまう可能性はありますが、弁護団は、準備書面の提出を完了させる方向に向かって作業を進め、次回に提出してまいりたいと存じます。

9月以降は、証人や原告本人の話聞く機会としての「尋問」を開始していく方向で調整していきます。9月ころには尋問の具体的な計画を策定していき、はやければ11月には尋問を開始できるようにするというイメージです。

弁護団としては、尋問を行うメンバーについて現在協議中ですので、それは近いうちに原告団事務局のみなさんと相談させていただくことになると思われまふ。

というわけで、いわき市民訴訟も、尋問に向けていよいよ走り始めた観があります。次回の弁論期日は、記念すべき第30回となります。7月4日(水)、14時開始です。多数の原告のみなさんのご参加をお願いいたします。

以 上